

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 0 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「2 9 万 5 , 0 0 0 円」を「3 0 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 , 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例第 1 9 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。